1. 土地取引価格情報について

<u>(1)目的</u>

不動産市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図るため、土地取引の際に必要となる取引価格情報等を提供。

(2)調査概要

平成17年7月より、法務省から登記異動情報を得て、地価公示制度の枠組みを活用して、取引当事者の協力により取引価格等の調査を実施し、物件が容易に特定できないよう配慮して、土地取引の際に必要となる取引価格情報等をインターネット上で提供。

<u>(3)提供内容</u>

〇位 置 大字または町名(例:千代田区霞が関、大阪市港区弁天等)

〇取引価格 特定を避けるため3桁目を四捨五入

〇取引面積 特定を避けるため5㎡刻み

〇利用状況 建物の用途(例:居宅、店舗、事務所、倉庫 等)

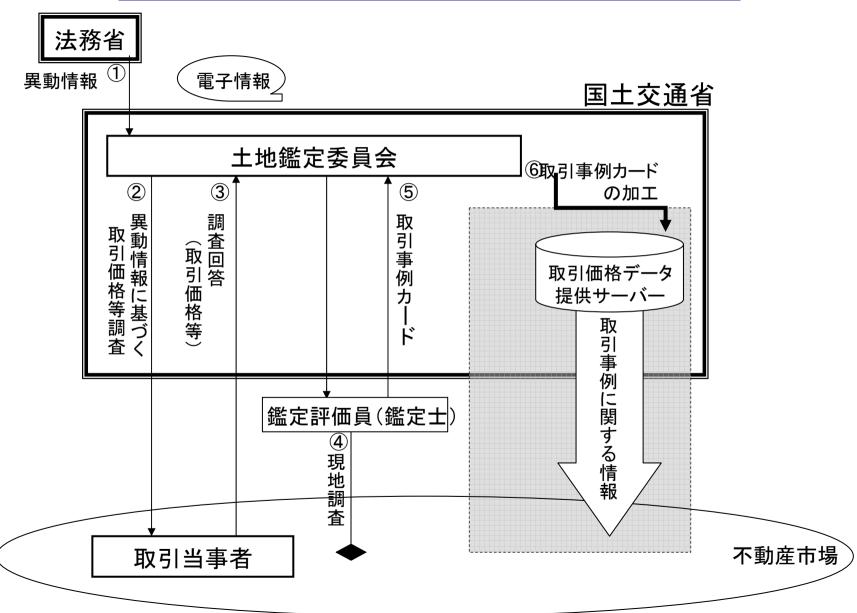
<u>(4)調査対象</u>

平成17年度は、さいたま市の一部地域、東京都23区、横浜市、川崎市、名古屋市、 大阪市、京都市及び京都府の一部地域、岐阜市及び岐阜県の一部地域。平成18年 度は、全国の政令指定都市を中心に拡大する予定。

(5)今後の課題

- ①土地等の取引に資する提供内容の拡充
- ②情報提供地域の拡大
- ③取引価格情報を活用した新たな価格情報の提供

2. 取引価格情報の収集・提供スキーム



3. 取引価格情報の提供イメージ

